



評 定 書 (工法等)

申込者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 押味 至一 様

件 名 杭頭半固定接合パイル工法 (キャブリングパイル工法)

平成28年11月25日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より平成34年1月19日までとします。

平成 28 年 11 月 25 日



一般財団法人 **日本建築センター**
The Building Center of Japan

理事長 **橋本 公博**



記

1. 評定申込事項

本件は、「杭頭接合工法評定基準 (平成 13 年 2 月 21 日制定)」に係る評定の申込みがなされたものである。

2. 区分 更新

3. 評定をした構造方法等 別紙 1 のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、基礎評定委員会 (委員長: 藤井衛) において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容

別紙 2 のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の製品の製造並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。